

上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 3 5 号

上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例施行規則等を廃止する規則次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例施行規則（昭和 6 3 年上越市規則第 7 号）
- (2) 上越市下水道排水設備指定工事店規則（昭和 6 3 年上越市規則第 3 3 号）
- (3) 上越市排水設備設置資金融資規則（昭和 6 3 年上越市規則第 3 4 号）
- (4) 上越市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則（平成 7 年上越市規則第 2 4 号）
- (5) 上越市農業集落排水条例施行規則（平成 8 年上越市規則第 3 7 号）
- (6) 上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例施行規則（平成 1 6 年上越市規則第 2 4 号）
- (7) 上越市下水道事業の財務の特例に関する規則（令和 2 年上越市規則第 1 7 号）

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。